

別表第1(第66条関係)

訪問型サービス(基準型)に係る単位数表(平成27年4月1日以降指定分)

R3.4.1改正

サービスコード	種別	項目	広域連合のサービス内容略称	対応する介護保険システム(国)のサービス内容略称	算定項目	R3.4.1改正	
						合成単位数	算定単位数
A2	1111	訪問型サービスI	訪問型サービスI	訪問型独自サービスI	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回) 1,172 単位	1,176 1月につき
A2	1114	訪問型サービスI・同一	訪問型独自サービスI・同一	訪問型独自サービスI・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,172 単位 × 90%	1,055
A2	2111	訪問型サービスI日割	訪問型独自サービスI日割	訪問型独自サービスI日割	事業対象者・要支援1・2(週1回) 39 単位	39 1日につき	
A2	2114	訪問型サービスI日割・同一	訪問型独自サービスI日割・同一	訪問型独自サービスI日割・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	39 単位 × 90%	35
A2	1211	訪問型サービスII	訪問型サービスII	訪問型独自サービスII	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回) 2,342 単位	2,349 1月につき
A2	1214	訪問型サービスII・同一	訪問型独自サービスII・同一	訪問型独自サービスII・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,342 単位 × 90%	2,108
A2	2211	訪問型サービスII日割	訪問型独自サービスII日割	訪問型独自サービスII日割	事業対象者・要支援1・2(週2回) 77 単位	77 1日につき	
A2	2214	訪問型サービスII日割・同一	訪問型独自サービスII日割・同一	訪問型独自サービスII日割・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	77 単位 × 90%	69
A2	1321	訪問型サービスIII	訪問型独自サービスIII	訪問型独自サービスIII	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715 単位	3,727 1月につき
A2	1324	訪問型サービスIII・同一	訪問型独自サービスIII・同一	訪問型独自サービスIII・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,715 単位 × 90%	3,344
A2	2321	訪問型サービスIII日割	訪問型独自サービスIII日割	訪問型独自サービスIII日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位	123 1日につき	
A2	2324	訪問型サービスIII日割・同一	訪問型独自サービスIII日割・同一	訪問型独自サービスIII日割・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	122 単位 × 90%	110
A2	2411	訪問型サービスIV	訪問型独自サービスIV	訪問型独自サービスIV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回) 287 単位	289 1回につき
A2	2414	訪問型サービスIV・同一	訪問型独自サービスIV・同一	訪問型独自サービスIV・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	287 単位 × 90%	240
A2	2511	訪問型サービスV	訪問型独自サービスV	訪問型独自サービスV	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	※1月の中でサービスを受ける回数は271単位まで 271 単位	272
A2	2514	訪問型サービスV・同一	訪問型独自サービスV・同一	訪問型独自サービスV・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	271 単位 × 90%	244
A2	2621	訪問型サービスVI	訪問型独自サービスVI	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 288 単位	287
A2	2624	訪問型サービスVI・同一	訪問型独自サービスVI・同一	訪問型独自サービスVI・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	288 単位 × 90%	257
A2	1411	訪問型短時間サービス	訪問型独自短時間サービス	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満) 167 単位	167
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一	訪問型独自短時間サービス・同一	訪問型独自短時間サービス・同一	事業所と同一施設の利用者又はこれ以外の同一施設の利用者20人以上にサービスを行う場合	167 単位 × 90%	149

○訪問型サービス(基準型)の加算

A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上支援加算I	訪問型独自サービス生活機能向上支援加算I	リ 生活機能向上支援加算	(1)生活機能向上支援加算(I)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上支援加算II	訪問型独自サービス生活機能向上支援加算II		(2)生活機能向上支援加算(II)	200 単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処置改善加算I	訪問型独自サービス処置改善加算I	ス 介護職員処置改善加算	(1)介護職員処置改善加算(I)	所定単位数の 187/1000	
A2	6270	訪問型サービス処置改善加算II	訪問型独自サービス処置改善加算II		(2)介護職員処置改善加算(II)	所定単位数の 100/1000	
A2	6271	訪問型サービス処置改善加算III	訪問型独自サービス処置改善加算III		(3)介護職員処置改善加算(III)	所定単位数の 55/1000	
A2	6273	訪問型サービス処置改善加算IV	訪問型独自サービス処置改善加算IV		(4)介護職員処置改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 80%	
A2	6275	訪問型サービス処置改善加算V	訪問型独自サービス処置改善加算V		(5)介護職員処置改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80%	
A2	6278	訪問型サービス特定処置改善加算I	訪問型独自サービス特定処置改善加算I	ル 介護職員等特定処置改善加算	(1)介護職員等特定処置改善加算(I)	所定単位数の 69/1000	
A2	6279	訪問型サービス特定処置改善加算II	訪問型独自サービス特定処置改善加算II		(2)介護職員等特定処置改善加算(II)	所定単位数の 42/1000	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 24/1000	
A2	8310	訪問型サービス令和3年4月1日までの上限区分	訪問型独自サービス令和3年4月1日までの上限区分			所定単位数の 1/1000	

注1. 単位数算定記号の説明

+○○単位  
-○○単位  
×○○%  
○○%加算

⇒ 所定単位数 + ○○単位  
⇒ 所定単位数 - ○○単位  
⇒ 所定単位数 × ○○/100  
⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

注2. 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処置改善加算、介護職員等特定処置改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目